

FSB による「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する第3次進捗状況報告書」

金融安定理事会(FSB)は本日、店頭デリバティブ市場改革の実施に関する半年毎の第3次進捗状況報告書を公表した。本報告書は、2009年のG20ピッツバーグサミットにおけるコミットメント、すなわち、

- ・ 2012年末までに、標準化されたすべての店頭デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである
- ・ 店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである
- ・ 中央清算機関を通じて決済がされない契約は、より高い所要自己資本賦課の対象とされるべきである

とのコミットメントに関して、国際的な基準設定主体、各国・地域の当局、市場参加者による進捗のレビューを行っている。

本報告書では、2011年10月に公表された前回の進捗状況報告書以降の、国際基準の策定、多くの地域における立法・規制面の前進、市場インフラ・活動に対する改革の実務上の実施といった面において、力強い進捗がなされたことを記載している。しかしながら、2012年末の期限までに完了すべきことは多く残されている。

概して、EU、日本、米国といった、大規模な店頭デリバティブ市場を有する国・地域は、立法・規制の枠組みの構築が最も進展している。これらの地域では、2012年末までに規制の枠組みが実現する予定であり、これら国・地域における市場での実務的な実施は順調に進展している。その他の国では、特に清算集中と取引情報蓄積機関への報告に関して進捗がみられるものの、相対的に進展が遅れている。

一部の地域で進捗が遅れている理由のひとつとして、各当局が、EU、日本、米国における規制の枠組みの重要な要素が最終化されるまで、自国の制度設計を待とうとしていたことが挙げられる。一部の国は、G20でのコミットメントに適合するための市場インフラの適切な形態について十分な情報を得た上で決定を行うことが可能となるよう、国際原則とクロスボーダーの金融市場インフラにおけるセーフガードの適用に関するより一層の確実性を求めてきた。

2011年10月の進捗状況報告書の公表以降、基準設定主体は、店頭デリバティブ改革の実施を地域横断的に前進させるための鍵となる国際的な方針の策定を大きく進めてきた。特に、

- CPSSとIOSCOは、2012年4月、金融市場インフラのための原則(FMI原則)を公表した。これは、全ての標準化されたデリバティブを清算集中させるための強固な基盤をグローバルに構築する上で重要な道標である。
- IOSCOは、2012年2月、清算集中義務の要件に係る勧告を公表した。
- CPSSとIOSCOは、2012年1月、取引情報蓄積機関が当局に対して有効で実用的なアクセスを提供することを勧告する、店頭デリバティブデータの報告及び集約の要件の枠組みを示した。
- IOSCOは、2012年6月、店頭デリバティブ市場仲介者規制のための基準を公表した。

FSBは、一部の国から、中央清算に関するG20のコミットメントを満たすため利用するCCPの形態について、十分な情報を得た上で決定を行うための一助となる指針を策定するよう要請されたことを受け、2012年1月、中央清算について強靱で効率的なグローバルな枠組みのための4

つのセーフガードを特定した。国際的な作業部会等を通じて、これらのセーフガードが提供され、その上で当局が意思決定を行うことを可能とするための重要な進捗がなされてきている。

現在、国際的な基準設定や政策の指針策定の大部分が完了している中であって、各国は早急に立法上・規制上の枠組みを策定し、実施する必要がある。必ずしも全ての潜在的な課題は立法・規制の実施に先立って特定され解決されうるわけではないことから、これらの枠組みは、今後発生する課題に対する継続的な協力を十分円滑に行うことが可能となるよう、包括的で、統合的で、柔軟であるべきである。システミックリスクや、実施における重要なギャップがある場合に生じる規制裁定のリスクを低減する上で、全ての FSB メンバーが完全に統合的な実施を行うことが重要である。

しかし、立法上・規制上の取り組みはそれだけでは十分ではない。市場参加者は、必要な市場インフラが利用可能となるために、標準化され、清算集中され、取引基盤で取引され、取引情報蓄積期間に報告される店頭デリバティブ取引の数と範囲を、確実に拡大させていくための実務的なステップを踏む必要がある。店頭デリバティブ監督者会合による指針に基づき、G20 のコミットメント以前であっても、市場参加者は清算集中や取引報告を一定程度増加させてきた。しかしながら、大規模なディーラーや他の市場参加者による、さらなる進捗が未だに必要とされている。

本報告書は、国際的な政策の観点からも、大規模な店頭デリバティブ市場を有する地域の実務的な観点からも、順調な進捗が遂げられてきたと結論付けている。しかしながら、可能な限り多くの改革の分野において G20 のコミットメントを遵守できるよう、すべての国や市場は、市場改革の完全な実施を 2012 年末までに達成すべく強力な前進を図る必要がある。各国は、必要な制度・規制を整備するための国際的な基準や方針について、十分な情報を有している。各地域は早急に行動すべきである。

実務上の実施が重要であることを踏まえ、FSB は、既に達成した法律上・規制上のステップのモニタリングにとどまらず、既に行われた具体的な実施内容のモニタリングにもより注力する。11 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の開催前に公表する予定の、次回の進捗状況報告書においては、FSB は、清算集中、電子取引基盤を通じた取引、店頭デリバティブの報告を提供するインフラの整備や、その要件を遵守するための業界の実務的な能力、業界がとるべき残りのステップに、さらに焦点を当てる予定である。

(以上)